

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について下記のとおりお知らせ致します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	東京支店
拠点の所在地	東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 MFPR 日本橋本町ビル6階

※2025年6月末現在

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (② - ①) ÷ ①
0	0	0円	0円	0.0%

※マージン率とは

派遣先より株式会社日本トラフィックサービスに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断費用 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用 派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用 派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練・事務管理費等）
	営業費用 営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. キャリア形成支援制度(教育訓練)に関する事項（下記訓練費用負担額は無償、賃金支給は有給となります。）

- ・配属前導入教育「(基礎訓練・OA 機器操作・貿易実務)、(実務訓練・インボイス・AWB 等の作成)」
 - ・一般教養研修（ビジネスマナー研修等） ・安全衛生教育 ・特殊作業車両運転資格認定訓練
- キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 総務部 TEL 03-3664-2021

3. その他参考と認められる事項

東京港健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。 ※社会保険加入者のみ

4. 労使協定の有無について

労使協定を締結していない。